

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年4月8日

金 曜 日

第 4040 号

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	1
○土砂災害警戒区域の指定及び解除	3
○土砂災害特別警戒区域の指定及び解除	
○土砂災害警戒区域の指定及び解除	4
○土砂災害特別警戒区域の解除	5
○新規土地改良事業施行の認可	
○指定障害児通所支援事業者の指定	6
○指定障害福祉サービス事業者の指定	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	7

公 告

○基本測量の実施	8
○公共測量の終了	

告 示

富山県告示第181号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

蛇田（1）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

昭和61年富山県告示第 521号で指定した標柱3号と標柱4号を結んだ線、標柱3号、次に掲げる土地に存する標柱5号から標柱10号までを順次結んだ線及び標

柱10号と同告示の標柱 4 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
魚津市		天神野新	下田	6126番	標柱 5 号
		〃	〃	6095番	標柱 6 号
		東尾崎	下田割	2898番地先	標柱 7 号
		〃	〃	3594番 1	標柱 8 号
		〃	〃	3583番 1 地先	標柱 9 号
		〃	〃	3580番	標柱10号

(砂 防 課)

富山県告示第182号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

東蔵（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
魚津市		二ヶ	瀬戸平	2 番 2	標柱 1 号
		〃	〃	2 番 6	標柱 2 号
		〃	〃	1 番 10	標柱 3 号
		〃	〃	1 番 10	標柱 4 号
		東蔵		236番	標柱 5 号

		”		254番	標柱6号
		”		191番	標柱7号

(砂 防 課)

富山県告示第183号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
古国府(4)	高岡市伏木古国府の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定
月野谷(2)	高岡市月野谷、国吉、答野島の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第184号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）

の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
古国府(4)	高岡市伏木古国府の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	全部解除
月野谷(2)	高岡市月野谷、国吉、答野島の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備置いて縦覧に供する。）

富山県告示第185号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
若栗	黒部市若栗、宮野の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第186号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
若栗	黒部市若栗、宮野の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりの事項	全部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第187号

新規土地改良事業施行の認可について

大門町土地改良区から申請のあった神楽川地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成28年3月30日認可した。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第188号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成28年 4月1日	1652000033	株式会社サード・プレイス	南砺市梅野 字 東野島 2077-1	ステップ・バイ・ステップ	南砺市梅野 東野島2077 -1

富山県告示第189号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	平成28年 4月1日	1611600212	有限会社アロマ	中新川郡立山町坂井沢8番地の20	赤いふうせんクレヨン	中新川郡立山町前沢新町301

富山県告示第190号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	平成28年4月1日	1621600061	有限会社アロマ	中新川郡立山町坂井沢8番地の20	赤いふうせんクレヨン	中新川郡立山町前沢新町301

富山県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
訪問看護ステーション ラーレ	砺波市豊町2丁目13-15 Kビル2階	精神通院医療		平成28年4月1日
訪問看護ステーションまめなげ	富山市八尾町福島七丁目42番地	精神通院医療		平成28年4月1日

訪問看護ステーションわか木	高岡市浪岡61番地 1	精神通院医療		平成28年 4 月 1 日
あんず薬局入善店	下新川郡入善町青島402番 1	精神通院医療		平成28年 4 月 1 日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

3 作業地域

富山県内全域

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成27年 9 月18日から平成28年 3 月18日まで

3 作業地域

神通川、井田川、熊野川直轄管理区間

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（同時調整計算、数値図化）

2 作業期間

平成27年 9 月18日から平成28年 3 月18日まで

3 作業地域

常願寺川直轄管理区間

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 4 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成27年11月20日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

富山県内の国道8号、160号、470号における国土交通省直轄管理区内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成27年9月29日から平成28年3月28日まで

3 作業地域

下新川郡朝日町境地先～黒部市片貝川河口までの沿岸域